

新	旧
<p style="text-align: center;">私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業費）交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成14年 4月 5日 文部科学大臣決定 平成18年 7月28日 一部改正 平成19年 8月10日 一部改正 平成21年 6月 2日 一部改正 平成25年 2月27日 一部改正 平成26年 3月31日 一部改正 平成27年 4月 1日 一部改正 平成28年 4月 1日 一部改正 平成31年 4月 1日 一部改正 <u>令和 2年 4月 1日 一部改正</u></p> <p>第1条～第2条 （略）</p> <p>（交付の対象及び補助率）</p> <p>第3条 高等学校等を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、教育用コンピュータ等を活用した ICT 教育のための環境整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p><u>ただし、文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において当該年度に減額等の措置を受けたものは、算定した補助金の額にその減額等の割合を乗じた額を、当該算定した補助金の額から減じた額を交付する。</u></p> <p>なお、補助対象経費の上限を4,000万円、下限を500万円（ただし、第3項第6号に規定する機器のみを整備する場合は、この限りではない。）とする。</p> <p>2 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、次の各号について、学校法人の設置する特定の高等学校等についてのみ該当する場合は、当該高等学校等部分についてのみ交付しないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業費）交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成14年 4月 5日 文部科学大臣決定 平成18年 7月28日 一部改正 平成19年 8月10日 一部改正 平成21年 6月 2日 一部改正 平成25年 2月27日 一部改正 平成26年 3月31日 一部改正 平成27年 4月 1日 一部改正 平成28年 4月 1日 一部改正 平成31年 4月 1日 一部改正</p> <p>第1条～第2条 （略）</p> <p>（交付の対象及び補助率）</p> <p>第3条 高等学校等を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、教育用コンピュータ等を活用した ICT 教育のための環境整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>なお、補助対象経費の上限を4,000万円、下限を500万円（ただし、第3項第6号に規定する機器のみを整備する場合は、この限りではない。）とする。</p> <p>2 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、次の各号について、学校法人の設置する特定の高等学校等についてのみ該当する場合は、当該高等学校等部分についてのみ交付しないことができる。</p>

(1) 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたもの

(2)～(5) (略)

3～4 (略)

第4条～第8条 (略)

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を都道府県知事を経由して補助事業者に通知するものとする。

第10条～附則 (略)

(1) 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金に不交付・減額等の処分を受けているもの

(2)～(5) (略)

3～4 (略)

第4条～第8条 (略)

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(新規)

第10条～附則 (略)